

犬山かがやきプラン

第3次犬山市教育振興基本計画



犬山市・犬山市教育委員会
令和5年4月策定
令和6年4月一部改訂

第3次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）の構成（目次）

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定について	2
2. 計画の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3

第2章 犬山市の教育の基本的な考え方

1. 基本理念	4
2. めざす姿	4
3. 取り組みの方向性	6

第3章 今後5年間の重点施策と具体的な取り組み

施策の推進体制	7
施策の体系	7
S D G s（持続可能な開発目標）との関係	9
1. 学びの芽を育む【子育て支援課・子ども未来課】	10
現状と課題	
目標と施策	
2. 学びの心を育む【学校教育課】	16
現状と課題	
目標と施策	
3. 学びを深める【文化推進課・スポーツ交流課】	23
現状と課題	
目標と施策	
4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】	30
現状と課題	
目標と施策	

第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の強化	34
2. 計画の進行管理及び点検・評価	35

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定について

犬山市では、市民一人一人が犬山市への誇りと愛着を持ち続けるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできる施策を整理し、次代を展望した総合的な計画をまとめるため、「犬山かがやきプラン（犬山市教育振興基本計画）」を平成27年に策定しました。その後の第5次犬山市総合計画中間見直し、犬山市教育大綱の策定、子ども未来課の教育委員会への移管等を踏まえ、「犬山かがやきプラン（第2次犬山市教育振興基本計画）」を平成30年に策定しました。

令和5年3月に第6次犬山市総合計画の策定及び犬山市教育大綱の見直しに伴い、今後の取り組みにふさわしいものとなるよう、本計画を策定するものです。

2. 計画の趣旨

多様性を尊重する社会に対応するためには、新しい価値を創造する力が求められます。犬山市では、「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」をめざし、学びのまちづくりを進めることで、この新しい価値を創造する力を育成します。

そこで、犬山市教育委員会は、「犬山市教育大綱」に基づき、学びのまち犬山をめざした個別の教育施策とその具体的な取り組みについて、以下の視点に立ち、教育振興基本計画を策定します。

- ① 子どもの成長、親の成長を支えることにより、子育てしやすいまちづくりを進めます。
- ② 豊かな心と確かな学力の育成に努め、幅広い舞台で活躍できる感性豊かなひとづくりを進めます。
- ③ 文化・スポーツ活動の充実を図り、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできるまちづくりを進めます。
- ④ 歴史や文化、自然などの豊かな地域資源の活用を図り、誰もが誇りと愛着のもてるまちづくりを進めます。
- ⑤ すべての人が犬山のまちづくりの担い手となり、誰もが暮らしたい、訪れたいと思えるようなまちづくりを進めます。



3. 計画の位置づけ

犬山市では、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政がまちづくりを進める第6次犬山市総合計画を策定しています。この総合計画では、まちの将来像を「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」と定め、「誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」を基本目標の一つに位置付けています。そして、総合計画の策定に合わせて、犬山の教育について、「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を基本理念とし、担い手となる様々な主体の役割や取り組み

の方向性などの根本的な方針を定めた犬山市教育大綱を策定しました。

この「犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）」は、教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取り組みを定めるものです。犬山市教育委員会の施策を組み立て、適切な教育環境を整えるための指針、犬山の教育を進展させるための目標となります。

「第6次犬山市総合計画」

まちの将来像



水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう

豊かさ実感都市 犬山

誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまち

「犬山市教育大綱」

教育の基本理念



自ら学び続ける感性豊かなひとづくり

まなぶ つながる つくる

犬山かがやきプラン

「学びの芽を育む」 「学びの心を育む」
「学びを深める」 「学びを広げる」

4. 計画の期間

小中学校学習指導要領と幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をよりどころとし、令和5年度から令和9年度までの概ね5年間にめざすべき教育の目標を示し、その実現に向けて計画的に取り組むべき施策を定めます。

第2章 犬山市の教育の基本的な考え方

1. 基本理念

犬山市は、「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」という基本理念を掲げ、家庭や地域、市・教育委員会、子ども未来園・学校などの主体が担い手としての自覚を持ち、自らの役割を果たしつつ、お互いに連携・協力しながら取り組むことで、「学びのまち犬山」の実現をめざします。

2. めざす姿

■ めざす子ども像 自ら学ぶ力を身につけた感性豊かな子ども

自ら学ぶ力を身につけた子どもとは、基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大事にし、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、自ら学び続けようとする資質や能力を身につけた感性豊かな子どもです。

■ めざす保育士・教師像 自ら学び続ける保育士・教師

自ら学び続ける保育士・教師は、自分自身が「学び」に感動し、その感動を子どもたちに伝え、共有します。また、常に切磋琢磨しながら生まれる内発的な力により、指導技術の改善を積み重ねます。

■ めざす子ども未来園・学校像 主体性を育てる保育・教育

子ども未来園・幼稚園は、全人格の基礎を培う乳幼児期の子どもの主体性を育てる保育・教育をめざし、豊かな生活や遊びを提供し、家庭や地域と共に、子どもの健やかな成長を促しています。

自立する学校は、教育委員会の支援のもとで、教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常が提供できるようにします。

そして、子ども、保護者、地域に対して、本気で向き合い、より信頼される子ども未来園、学校をめざします。

■ めざす教育委員会像**積極的に思考し、行動する教育委員会**

教育委員会は、犬山市教育委員会基本条例に基づき、教育の政治的中立性と継続性を確保しつつ、様々な状況に対して積極的に思考し行動します。

教育に対する市民の信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、関係機関との綿密な連携を図り、市民とも情報共有を図ります。そして、生涯にわたって、切れ目のない学びを提供できるように、積極的に情報発信を行い、学びのまちづくりを進めます。

■ めざす地域像**子どもや家庭をみんなで支えあう地域**

地域の中で誰もが参加し活躍できる場をつくり、地域の子育てネットワークを再構築し、地域における子どもの見守り活動の推進やスポーツ団体、文化活動団体等との連携により、安心して子育てができるまち犬山をめざします。そして子どもたちが地域の中で豊かさを感じ、感謝の心を持てるよう地域の子は地域で育てるという意識を高めます。

■ めざす家庭像**やすらぎとふれあいのある家庭**

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが家庭で十分な愛情を受けることは、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、思いやり、倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていくことにつながります。

犬山市は、関係機関や小中学校、地域などと連携し、家族間で愛情を育み、良質な家族関係を築くよう、家族みんなが成長し、心のよりどころとなる家庭づくりを支援します。

3. 取り組みの方向性

「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を実現するために、以下の3つの視点を重視しながら取り組みを進めます。

○まなぶ

【学びのまち】

学びの芽・心を育み、学びを深め、広げる取り組みを互いに連携させることにより、「学びのまち犬山」らしい、幅広く厚みと深みのある施策を開発するとともに、教育環境の整備を進めます。

【感動の共有】

感動を伝える喜びとわかった時の感動が相互に共有できる学び合いを進めます。

【学びと遊び】

人は、遊びや体験、他の人との関わりを通じて、社会性や自立心、コミュニケーション力など多くのことを学びます。「遊びの中に学びあり、学びの中に遊びあり」という考え方のもと、笑顔があふれ、遊び心を育む学びを支援します。

○つながる

【活躍の場づくり】

犬山市の強みである豊富な地域資源を活かし、まちを舞台にいろいろな人がいろいろなテーマで出会い、参加し、活躍できる場づくりを支援します。

【郷土愛と豊かな心の育成】

伝統・文化・芸術・スポーツなどを通じた人のつながりを大切にして、他を思いやり礼節や約束を守り、「ふるさと犬山」を愛する豊かな心と人間性を育む教育を充実します。

【地域における交流の促進】

多文化共生や世代間交流などの地域における交流の促進により、お互いの価値や多様性を認め合い、人権を尊重する心を育みます。

○つくる

【感性を育む】

豊かな感性を育み、すべての学びの基礎となる国語力を高める取り組みを進めます。また、次代を担う子どもたちの自己肯定感を高め、お互いの人権を尊重する取り組みを進めます。

【結婚や子育てへの希望を育む】

子育てをする人が喜びや楽しさを実感でき、その思いを社会全体で共有して、若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持てるような取り組みを進めます。

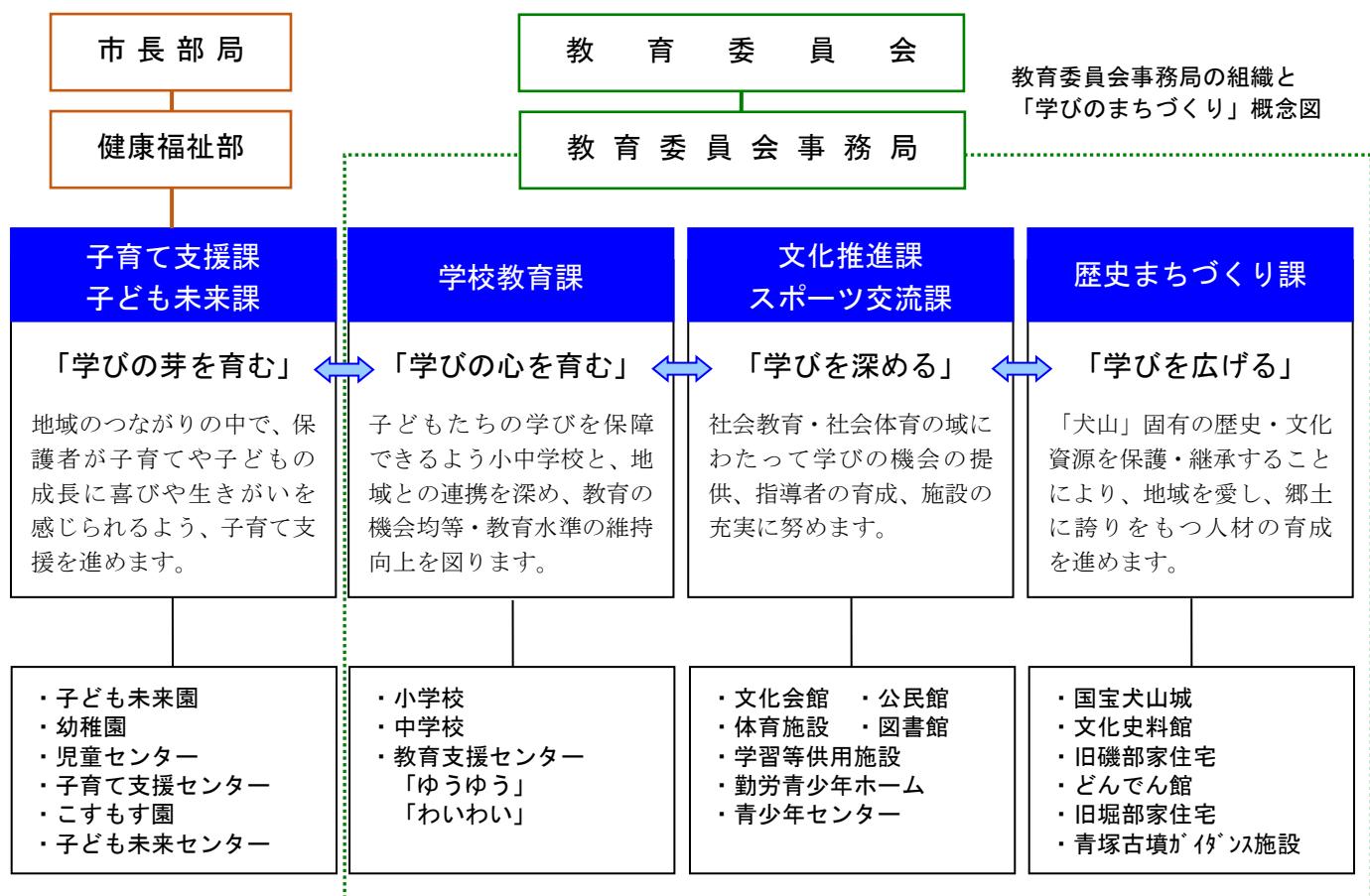
【連携による推進】

多分野の政策間連携により、個々の教育施策の付加価値を高めます。

第3章 今後5年間の重点施策と具体的な取り組み

施策の推進体制

令和6年4月に組織改編



施策の体系

まちの将来像 水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山

教育の基本理念 「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」

子育て支援課・子ども未来課

目標1 質の高い幼児教育・保育を提供します。

- 施策1 教育・保育事業の推進
施策2 教育・保育の一体的提供
施策3 教育・保育の質の向上
施策4 その他の保育の充実
施策5 教育・保育施設の整備

目標2 多様な子育て支援を進めます。

- 施策6 地域子ども・子育て支援事業の推進
施策7 地域協働による子育て支援の充実

目標3 子どもの健やかな育ちを支援します。

- 施策8 児童の健全育成の充実
施策9 親学の充実
施策10 安心して子育てできる環境整備

目標4 子育てと仕事が両立できる環境整備を進めます。

施策1 1 子育てと女性の活躍応援

目標5 特別な支援が必要な家庭への対応を強化します。

施策1 2 要保護児童への対策
施策1 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
施策1 4 障害児施策の充実
施策1 5 外国人家庭への支援の充実

学校教育課

目標1 質の高い主体的な学びをつくります。

施策1 「自ら学ぶ力」を育てる2学期制
施策2 読解力向上をめざした教育活動の充実
施策3 市費の非常勤講師の適正配置

目標2 学ぶ環境を整えます。

施策4 教育環境の整備
施策5 授業の指導法を工夫改善

目標3 学ぶ子どもたちを支えます。

施策6 子ども未来園・幼稚園・小学校・中学校との連携
施策7 特別支援教育の充実
施策8 日本語学習等支援の充実

目標4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます。

施策9 図書館機能の向上、関係機関の連携・強化
施策1 0 地域で学ぶ機会の充実

目標5 感性を育みます。

施策1 1 道徳性・社会性の向上
施策1 2 文化・芸術の振興・活用

目標6 夢を育みます。

施策1 3 外国語教育、知性や技術・技能の育成、キャリア教育の推進

目標7 体を育みます。

施策1 4 給食・食に関する指導の充実、体力向上の推進

目標8 安心・安全に努めます。

施策1 5 日常の安心・安全
施策1 6 いじめ・不登校等への対応の充実、相談体制の充実

文化推進課・スポーツ交流課

目標1 自ら学び、教養を深める事業を行います。

施策1 犬山市民総合大学「敬道館」開催事業
施策2 犬山市子ども大学開催事業
施策3 公民館講座の発展・充実

目標2 社会教育施設を見直し、適正に管理運営します。

施策4 公民館などの見直し

目標3 地域の人材を活用し、中学校の部活動をサポートします。

施策5 中学校部活動への指導者派遣事業

目標4 青少年の健全育成を図ります。

施策6 犬山市青少年センター事業

目標5 知的好奇心を高め、読書活動を推進します。

施策7 犬山市立図書館の整備活用事業
施策8 子ども読書活動推進事業

目標 6 芸術・文化に親しむ機会を提供します。

施策 9 犬山市民文化会館事業
施策 10 芸術・文化振興事業

目標 7 スポーツの拠点施設を整備します。

施策 11 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営

目標 8 スポーツの事業・推進を図ります。

施策 12 地域と連携したスポーツの振興
施策 13 学校体育施設開放事業
施策 14 マラソン大会事業
施策 15 スポーツコミュニケーション事業

歴史まちづくり課

目標 1 歴史文化資源の保存・活用を図ります。

施策 1 犬山城保存活用事業
施策 2 犬山祭伝承保存事業
施策 3 民俗文化財保存伝承事業
施策 4 伝統的建造物保存・歴史的風致維持向上に関する事業

目標 2 歴史文化のネットワークづくりを進め、関係団体間の連携を深めます。

施策 5 青塚古墳史跡公園管理・活用事業
施策 6 史跡東之宮古墳管理・活用事業
施策 7 犬山市文化財保存活用地域計画に関する事業

目標 3 歴史文化を知り、学ぶ機会を提供します。

施策 8 歴史文化施設管理・活用事業
施策 9 犬山市史編さん事業

S D G s（持続可能な開発目標）との関係

第6次犬山市総合計画の基本計画に、施策を実施することで推進できる S D G s の目標を掲載しており、この犬山市教育振興基本計画における施策は、S D G s の多くのゴールと関連がありますので、「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」という基本理念に沿って、「学びのまち犬山」の実現をめざした施策を進めます。

1. 学びの芽を育む 【子育て支援課・子ども未来課】

◆ 現状と課題

- ① 子育て家庭を取り巻く環境は、全国的な少子化の進行や核家族化、また地域とのつながりの希薄化などによる子育て家庭の孤立化が進んでいるため、安心して出産や子育てができる環境整備が必要です。
- ② 女性の社会進出、就労形態の変化に伴い、子育て支援のニーズが多様化しているため、ニーズに対応した支援が必要です。
- ③ 子ども未来園（※）等の施設の老朽化と市民ニーズの変化により、施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。

※犬山市では、公立保育所を子ども未来園といいます。

◆ 目標と施策

目標 1 質の高い幼児教育・保育を提供します。

全国的に少子化が進行し、犬山市においても減少傾向にある一方で、女性の社会進出により、低年齢児（3歳未満児）からの保育ニーズは高い状況にあります。

多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どものよりよい育ちを実現するため、質の高い幼児教育・保育の提供をめざします。



施策 1 教育・保育事業の推進

① 保育環境の推進

保護者のニーズの多様化と3歳未満児保育に対応するため、施設改修を行い保育室等の環境を整えていきます。また、保育士不足に対応するため、人材派遣による保育士確保の取り組みを進めます。

② 子ども未来園の運営の検討

保育の質の向上を図り保護者のニーズに応えるため、効率的な保育士の配置を行うとともに、必要な保育サービスが提供できるよう地域性や児童数に合わせた保育事業の機能集約や子ども未来園の統合、民営化について検討していきます。

施策 2 教育・保育の一体的提供

① 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園を市内2園で運営しています。幼稚園の利用希望など、保育ニーズの検証を引き続き行います。

② 子ども未来センター

幼児期の育ちの連続性・接続性を高めるために設置している子ども未来センターの事業を推進します。

③ 保健センターとの連携

妊娠・誕生から始まる乳幼児期の育ちを保障するため、保健センターと連携して子育て環境の整備に努めます。

施策3

教育・保育の質の向上

犬山市の保育理念「保育者の温かい人間性で保育を展開し、豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶ子どもに育てる」に基づいた教育・保育の質の向上を図るため、実践や研修などを通じて、教育・保育の専門性を高めます。子どもたちの豊かな社会性の基礎を培い、好奇心や探究心を育て、豊かで正しい言葉を身につけ、感じたことを豊かに表現できる犬山の子どもに育つよう、指導内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めます。

また、保育士本来の業務に専念できるよう、業務負担軽減と働きやすい職場づくりをめざします。

施策4

その他の保育の充実

休日保育や延長保育、一時保育、病児・病後児保育など、多様な保育を実施します。また、子育て支援策である多子・多胎世帯に対する支援を図り、少子化対策につなげていきます。

施策5

教育・保育施設の整備

少子化により、園児数は減少傾向にあり、子どもが集団保育の中で養われる社会性などが育ちにくい環境にあります。一方で、女性の社会進出、就労形態の変化により3歳未満児の保育ニーズは高い傾向にあります。

また、多くの子ども未来園が建築後50年近く経過しており、施設の老朽化と市民ニーズの変化により、令和元年10月に「子ども未来園 施設整備10ヶ年計画」を策定しました。

この計画に基づき、令和7年4月に公設公営による「(仮)新橋爪・五郎丸子ども未来園」を、令和8年4月に民設民営による「(仮)新羽黒保育園」を整備します。

目標2 多様な子育て支援を進めます。

妊娠・出産期から、小学校就学後まで、子どもの育ちの段階に合わせた様々な支援を身近で提供できる体制を整え、地域のつながりの中で、より多くの人が関わり合いながら子どもの育ちを支えていくよう、母子保健分野と共に子育て支援事業を進めていきます。

施策6

地域子ども・子育て支援事業の推進

① マイ保育園事業

初めて母親になる人が、安心して出産、育児ができるよう、保健師や保育士がサポートします。市内の子ども未来園で子育て体験や相談の場を設け、保健センターと連携して出産前後の育児不安の解消につなげる等、切れ目ない支援を整えます。

② 子育て支援の事業周知

子育て支援の様々なサービスについて、子育てガイド「さくらんぼ」やホームページ、広報等を通じて、子育て支援の情報を提供します。

③ 子育て支援センター事業

子ども未来園等に通っていない地域の親子の遊び場、交流の場、相談の場として子育て支援センターの事業を進め、子育ての不安軽減、子育て情報の提供、子育ての知識を身につけるための育児講座など、保護者のニーズにあつた事業を実施します。



④ ファミリー・サポート・センター事業、養育支援事業

会員同士による育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業は、事業の広報や周知、援助会員の確保に努め、利用しやすい体制作りをしています。また、児童の養育に支援が必要な家庭に、養育支援訪問やショートステイ、トワイライト事業等を実施し、安定した児童の養育を図ります。

⑤ 放課後児童クラブ事業

小学生の放課後の生活の場を提供する放課後児童クラブは、利用年齢の拡大に伴う利用者の増加に対応できるよう、実施場所の確保に努めています。学校教育課と連携し、子どもの安全・安心な居場所として小学校の余裕教室等を利用した放課後児童クラブの実施を進めています。

施策7

地域協働による子育て支援の充実

① 子育てサークルの支援

母親同士が、育児の悩みや情報交換をし、育児不安などを解消できるよう、仲間作りの手伝いをします。また、サークル活動の立ち上げ支援や子育てに関する情報提供等を行います。

② 地域活動クラブの支援

各児童センターを拠点とし、地域における児童の健全育成を担う地域活動クラブの事業を支援します。

③ 地域との交流促進

子ども未来園では、園庭を開放し、園児と地域の高齢者、園に通っていない地域の親子などの交流を促進します。NPO法人等の協力のもと、外国籍の子どもを対象とした小学校就学前のプレ教室を行います。

④ 赤ちゃんの駅事業

育児中の親が気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換などができる場所を提供する赤ちゃんの駅事業を啓発し、親子で外出しやすい環境を整えます。

⑤ 子供会の育成

子どもを通じた地域の活性化にも寄与する子供会活動を支援し、地域における児童の健全育成を図ります。

目標3 子どもの健やかな育ちを支援します。

子どもが豊かな心を育んでいくためには、家庭や地域で、様々な体験や人との関わりを通じて社会性や自立心を身につけていくことが大切です。

また、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が子育てに関する知識を持ち、家庭内における子育ての大切さを認識できるよう、親力育成のための取り組みの充実を図ります。

施策8 儿童の健全育成の充実

心身ともに健やかな育ちを支援するため、子ども同士の交流を深めるとともに、自主性・主体性を育むことができる遊びの場として、児童センターの適切な運営と事業を進めます。

施策9 親学の充実

子どもを育む最も重要な場である家庭における教育の重要性を浸透させていくため、講座の開催や、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。

① 子育て支援センター

「0・1・2歳児を持つ親の勉強部屋」「わくわくっこ」「にこにこタイム」など、子育て中の保護者を対象に、子育てに関する知識や遊び体験など、育児に役立つ内容の講座を通し、子育ての基礎知識の普及と子育て力の向上に取り組みます。

② 子ども未来園

親育ちの場としてステップアップ講座、親子の関わりを深めていく機会として親子広場を実施します。

③ 子ども未来センター

次世代の親育ち事業として、中学生が実際に赤ちゃんと触れ合い、命の大切さや親子の絆を学ぶ、「中学生の子育て体験事業」を実施します。

また、育児不安、育児ストレスのある親に対し、個別相談を実施し、各機関と連携していきます。



施策 1.0

安心して子育てできる環境整備

少子化対策を踏まえた「子育てしやすいまち」をめざしていく中で、子どもを産みたいと思う人が産むことをあきらめてしまうことがないよう、安心して子育てできるよう、「多子・多胎世帯子育て支援施策」を進めます。具体的には、3人以上の子どもや双子などの多胎児がいる世帯に対し、妊娠期から中学卒業までの成長段階に応じて切れ目なく、1つのパッケージとして取りまとめ、継続的に支援していきます。

目標 4 子育てと仕事が両立できる環境整備を進めます。

家族がともに過ごす時間を確保していくことは、子どもの幸せのためにも大切です。男女ともに仕事と家庭、育児に参画できるよう、職場環境の改善を関係各課と連携するとともに、家庭内での意識改革を促進し、男女がともに家事・育児に積極的に関わることができるよう啓蒙します。

施策 1.1

子育てと女性の活躍応援

子育て中の女性が、社会参加し、再び就労等につながるための支援を図ります。

また、東児童センター「さんにいれ」を拠点として、子育て情報の発信や、女性の活躍を応援するための講座を開催し、子育て家庭にとって魅力的なまちになるよう事業を進めていきます。

目標 5 特別な支援が必要な家庭への対応を強化します。

① それぞれの家庭が抱える課題にきめ細やかに対応できるよう、関係機関との連携・協力体制を強化し、特別な支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期対応に努めるとともに、相談支援体制の整備を進めます。

また、児童福祉法等の改正により、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に設置する予定です。

② 本来大人が担う家族のケアを日常的に行っている18歳未満の子どもを、「ヤングケアラー」といいます。ヤングケアラーは、自覚がないなどの理由から自ら相談することが難しい状態にあります。犬山市のヤングケアラーの実態調査を行い、その対応策を検討していきます。

施策 1.2

要保護児童への対策

児童虐待につながる子育て家庭の不安や負担軽減のため、保健センターや家庭児童相談室による子育て相談事業をはじめとする子育て支援策の推進に努めます。

また、児童相談センター、警察、小・中学校、幼稚園・保育園等の関係機関との連携を密に、児童虐待の防止と早期発見・対応に努めます。

施策 1 3

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に課題が多く、家庭でも様々な問題を抱えているほか、経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。児童扶養手当、遺児手当などの経済的支援をはじめ、ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、自立支援員を配置して日常生活支援に関する相談に対応します。

施策 1 4

障害児施策の充実

障害のある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない支援体制を構築します。

① 相談、支援体制

各関係機関との連携により、発達に遅れのある子どもの早期発見に努めるとともに、子どもの発達段階に合わせた支援の提供や保護者の相談体制の充実を図ります。

② こすもす園

児童発達支援事業実施施設（こすもす園）では、親子で通園することにより、遊びの中で児童一人ひとりの発達を促進し、保護者と子育てのあり方をともに考え、育ちを支援します。療育内容の充実、子ども未来園との交流事業、幼稚園との連携強化を図ります。

③ 障害児保育（子ども未来園統合保育）

集団保育が可能な障害児について、子どもがともに育ち合えるように教育・保育の充実に努めます。実施園を指定し、実践や研修を積み重ねて保育士の専門性を高め、小学校等へ子どもの育ちをつないでいきます。

④ 児童クラブ

児童クラブに通う児童には、支援員を配置し、生活や遊びの支援を進めます。研修や担当者会議等で支援員の資質向上を図ります。

施策 1 5

外国人家庭への支援の充実

外国につながる子どもたちが、スムーズに小学校生活に移行できるよう、子ども未来園の年長児を対象とした小学校就学前のプレスクールを継続的に実施していきます。

また、楽田児童センターでは、N P O 法人が、外国籍の子ども達の日本語・学習支援の場、貧困等困難を抱える子どもの学習支援の場づくりといった活動をしており、外国人家庭への支援の充実を図っていきます。

2. 学びの心を育む 【学校教育課】

◆ 現状と課題

- ① 市内小中学校においては、2学期制や一部科目での少人数授業を実施しており、小学校においてはさらに、少人数学級や副読本・副教材の活用等市独自の特色ある教育施策を実施しています。地域の特性を活かしながら、未来の社会を担うために求められる資質や能力を育成できる犬山らしい教育を開拓する必要があります。
- ② 社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は急速に変化しています。急速に変化する社会の中で、予測困難な時代を自分らしく生きる子どもの育成が求められています。
- ③ 子どもの読解力低下が全国的な問題となっている中で、犬山市では読解力向上を重点においた教育活動を開拓しています。「基礎的読解力」に困難を抱える子どもの支援策を含めて、図書館教育、国語教育の充実を図り、子どもたちの「読む力」を高めることが必要です。
- ④ 様々な境遇により、学習や生活に困難さがある子どもがいることから、教育的ニーズが多様化しています。個人の能力や可能性を最大限に伸ばすため、個人の状況に応じた柔軟な支援が必要です。
- ⑤ 幼稚園や保育園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なり、小学校の生活に適応できない子どもがいることが全国的に問題となっています。幼稚園、保育園、小学校が連携して、子どもの育ちや学びをスムーズにつなげることが必要です。
- ⑥ 校舎等学校施設の老朽化が進んでいます。施設の維持管理・更新を計画的に進めていくことが必要です。

◆ 目標と施策

目標 1 質の高い主体的な学びをつくります。

施策 1

「自ら学ぶ力」を育てる2学期制

犬山の「2学期制」は、長いスパンで子どもたちの成長や変容を把握し、適切な支援を行うことで、子どもたちの意欲や課題意識を高め、主体的に学習したり、自ら判断して行動したりできる力を育てていくことをねらいとしています。子どもたちの「自ら学ぶ力」を育成する上で、大変重要な施策をさらに実効的なものにしていきます。

また、2学期制の効果に対する理解を深めるために、市民の素朴な疑問や不安に市民の目線に立って丁寧に答え、継続的に議論し検証を行っていきます。



施策 2

読解力向上をめざした教育活動の充実

犬山では読解力を、「言葉の意味と働きを理解し、正しく豊かに使い、問題解決に活かす力」と捉えています。言葉を使って深く考えたり、人と心を通い合わせたりするには、正しく豊かな読解力が必要です。国語科に限定することなく、あらゆる教科の授業を通して読解力の向上をめざします。

また、子どもの読書活動の推進にも取り組みます。図書館コーディネーターを配置し、子どもが本を活用したり、本に親しんだりする仕掛けを研究し、実践を広げていきます。

施策 3

市費の非常勤講師の適正配置

① 少人数学級編制と少人数・TT授業

市費の非常勤講師を配置し、中学校における35人以下の学級編制に努めるとともに算数・数学、理科、英語などの授業で、きめ細かな指導や支援に努めます。

② 授業改善犬山プラン

各学校が行う、少人数学級編制、少人数・TT授業、特別支援教育などが充実するよう、学校の実状に応じて単年度ごとに市費の非常勤講師の人的配置計画を策定します。

目標 2 学ぶ環境を整えます。

施策 4

教育環境の整備

校舎・体育館、施設・設備の改修、備品などの整備を犬山市小中学校施設の長寿命化計画等に基づき計画的に進め、子どもたちが多様な学習形態で安心かつ快適に学べる学校の教育環境を整えます。エアコンは普通教室への設置が完了したことから、理科室や美術室などの特別教室や中学校体育館への設置を進めます。

また長寿命化計画を基に、城東小学校・城東中学校の整備を進めます。



施策 5

授業の指導法を工夫改善

① 読解力の育成

読解力向上を授業研究における市内共通の視点とし、学識経験者の指導・監修のもと、読解力を育む授業づくりを研究し、質の高い実践の積み上げ・共有化を図ります。

② I C T 機器の適切な活用

一人一台端末を始めとした I C T 機器やアプリケーション等を活用し、指導の個別化や学習の個性化を進めるとともに、デジタル・アナログ双方の強みを活かした学習活動の展開を研究します。



③ 全ての教職員の資質や力量向上

各学校が年間を通じて教員向け学校公開を行い、市内全ての教職員がお互いの授業を見たり、授業研究に参加したりして、一人ひとりの教職員が授業の工夫改善に努めます。

④ 犬山ならではの授業づくりの理解促進

学校の要請に応じて、授業づくりコーディネーターと経営調整室長を派遣し、市費採用者を中心に若手の教員に対して、学級経営や授業の指導法などについてアドバイスします。また、犬山で培われた子ども主体の授業づくりのあり方を継承します。

目標 3 学ぶ子どもたちを支えます。

施策 6

子ども未来園・幼稚園・小学校・中学校との連携

① 小中連携

学習や学校生活などについて小学校と中学校の適切な接続を図るために、中学校区と同じくする小学校、中学校が連携を深め、指導法の工夫改善の研究をします。

② 幼保小連携推進

保育士や教諭が情報交換に努めたり合同の研修を行ったりして、子ども未来園・幼稚園から小学校への円滑な接続を図ります。

③ 円滑な就学

保育や子育てなどの拠点施設である子ども未来センターと教育委員会が諸課題を共有し、就学前から就学後までの一貫した指導や支援ができるように努めます。

施策 7

特別支援教育の充実

① 子どもへの支援

学習や生活で困難さのある子どもたちの支援を行うため、小中学校に特別支援教育支援員・介助員・医療的ケア支援員を配置します。また、適切な支援ができるよう特別支援教育支援員の研修も行います。

② 犬山市の特別支援教育

特別支援教育の振興と推進を図るため、関係機関や校長会、教頭会などの代表者で犬山市特別支援教育連絡協議会を組織し、特別支援学校や学識経験者の助言の下、犬山市としての特別支援教育のあり方について協議を深めます。

③ 外部の専門機関との連携

子ども未来センターは勿論のこと、保護者との合意に基づいて、児童生徒をサポートする民間団体とも連携を図り、児童生徒・保護者の心情や事情に寄り添った対応を行います。

施策 8

日本語学習等支援の充実

日本語指導が必要な子どもが在籍する学校に語学指導員を派遣し、日本語を学ぶ子どもたちや保護者を支援します。また、県の事業を積極的に活用して日本語指導教室を開き、母語が異なる子どもたちの日本語理解と学校生活への適応を図ります。

また、日本語初期指導教室を設置し、日本語指導が必要な子どもに対して、学校生活に必要な初步的・基礎的な日本語指導及び生活指導を含む適応指導を行うことにより、学校生活が円滑に進められるよう支援します。

目標 4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます。

施策 9

図書館機能の向上、関係機関の連携・強化

学校図書館が読書センター及び学習・情報センターとしての役割を果たせるよう、館内を整備したり読書に関する行事を企画したりします。市立図書館の学校連携司書と各校の司書が連携し、市立図書館の機能やノウハウを活用して、本好きの子どもを育てるための取り組みを進めます。



施策 10

地域で学ぶ機会の充実

① 犬山市子ども大学

文化スポーツ課が企画する「犬山市子ども大学」の各種講座（お茶、美術、実験工作、自然教室など）を活用し、子どもたちが犬山の特性や伝統文化を地域で学べる機会を充実させます。また、地域の行事に家庭・地域の一員として積極的に活動できるように導いていきます。

② 地域の研究機関との連携

京都大学ヒト行動進化研究センター・モンキーセンターや、名古屋経済大学などの地域の研究機関との連携を深め、地域資源の積極的な活用を図り、子どもたちの視野を広げ、科学への興味関心を高めます。

目標5 感性を育みます。

施策11 道徳性・社会性の向上

児童生徒の豊かな心を育むために、あらゆる教育活動を通じて学校内での人間関係を深めることはもとより、家庭や地域と連携し、より多くのことを感じ悟る場面を設けます。これらの体験は、「融和」「礼儀」「感謝」などの道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めます。

① 特別の教科道徳の充実

道徳的な課題を自分自身の問題と捉えて向き合い、「考え議論する道徳」の授業を要として、人間形成の基盤となる、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養います。

② 命を大切にする教育

「生命の尊さ」を基盤とし、「思いやり」「家族愛」なども重視した感動を覚える授業・行事を実施します。これらの学校の活動を支援するため、「人権」「生命尊重」に特化した講師派遣事業を実施します。



③ 自然の活用

郷土の資源である豊かな自然を、大切に守り育て後世に継承していくことで、まちへの誇りと愛着を持ち続けることができます。持続可能な発展のための教育（E S D）を中心に据えて、子どもたちが生物の多様性の重要性や自分たちとの関わりなどを学習する中で、環境意識を向上させ、持続可能な社会の担い手としての成長を促します。

④ 公民的資質の育成

自治の精神を育み、自らの課題を見つけ、自ら解決しようとする態度を育てるとともに、公共性に関する意識の高揚を図ります。

主権者教育を進める上において、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得するにとどまらず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけます。そのために、犬山市選挙管理委員会と協力し、選挙に慣れ親しむ活動に取り組みます。

⑤ ボランティア活動の推進

犬山市社会福祉協議会と協力して、手話・点字・車椅子などの体験学習を行い、福祉に対する理解や支援のあり方を学びます。小中学生が福祉施設や子ども未来園での保育体験を通して子育てや保育について理解を深めます。

施策12 文化・芸術の振興・活用

① 市音楽会・児童生徒作品展

市音楽会や児童生徒作品展を企画し、身近な芸術に触れる機会をつくります。

② 心を育むプロジェクト

豊かな心の成長を願って平成26年度に制作・策定した犬山こころの歌「未来に向かって」〔小学校〕・犬山こども人権宣言「笑顔への誓い」〔中学校〕の趣旨を引き継ぎ、健全な心を育みます。

③ 郷土の理解

犬山城、文化史料館、東之宮古墳など市内の史跡や史料館を郷土学習の場とし、小中学生の見学や教職員の研修の場として活用します。



目標6 夢を育みます。

施策13 外国語教育、知性や技術・技能の育成、キャリア教育の推進

① 外国語活動・英語教育

犬山市独自で、ネイティブの英語指導講師（N E T）を活用したカリキュラムを作成し、外国語活動・英語教育の指導法の工夫改善を進めます。小学校の外国語科の試行期間に併せて、NETは全ての小学校へ配置し支援します。

② キャリア教育・職業観

職場体験などを通して、夢や希望を持って前向きに自己の将来を設計するとともに、働くことの意義、責任感などの社会性を身につけます。

目標7 体を育みます。

施策14 給食・食に関する指導の充実、体力向上の推進

① 自校調理による安心安全な給食の提供

栄養教諭・学校栄養職員が作成した献立に基づき、民間業者が各校の給食室で調理して提供します。安心安全な給食提供のために、地元の食材を使うほか教職員は、食物アレルギーに関する知識と、緊急時の対応について理解を深めます。



② 食に関する指導の充実

栄養教諭・学校栄養職員は、その専門性をいかして学級担任や教科担任を支援し、各教科・領域の中で食に関する実践的な指導を行います。また、学校給食を生きた教材として、家庭や地域と連携しながら、バランスのよい食事の摂り方や、食品衛生に関する事柄についても体験的に学習を進め、望ましい食習慣の形成を図ります。

③ 体力向上の推進

子どもたちの体力・運動能力の向上をめざし、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取り組みを一層推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実に向けた取り組みを支援します。

目標8 安心・安全に努めます。

施策15 日常の安心・安全

犬山市通学路安全対策連絡協議会を開催し、警察や市の道路管理者などと連携を深め、交通安全・防犯・災害など、通学路での安心・安全について協議を進め、「犬山市通学路交通安全プログラム」に基づき、計画的かつ継続的に通学路の安全対策を実施します。

施策16 いじめ・不登校等への対応の充実、相談体制の充実

① 相談活動

県のスクールカウンセラーを学校へ派遣し、教職員・保護者などとの相談体制を整えます。また、スクールソーシャルワーカーが問題を抱えている児童生徒に寄り添い、学校・地域・医療・福祉などにつなげる支援を行います。

② 不登校児童生徒の学校復帰

教育支援センター「ゆうゆう」「わいわい」に専門的な職員を置き、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援や個性を引き出す居場所を設けることで、子どもたちに必要な支援を行います。

③ 卒業後の相談・支援

文化スポーツ課と連携して、犬山市青少年センターの機能を強化し、いじめ・非行・引きこもりなどの解消に向けた相談・支援を行います。

3. 学びを深める 【文化推進課・スポーツ交流課】

◆ 現状と課題

- ① I C T化の進展など社会情勢が大きく変化し、市民の価値観の多様化が進む中で、市民の学びに対する意欲は高まっており、幅広い世代を対象に魅力ある生涯学習事業を展開することで、誰もが気軽に学ぶことができる環境を整える必要があり、生涯学習事業を展開する市民団体との連携を深め、市民が主体となった生涯学習活動が活発に行われることが必要です。大学やN P Oなどと連携した講座の充実や市民講師の活用など地域の資源や人材を活かした生涯学習事業のさらなる活性化が求められています。また、公民館など老朽化した社会教育施設のあり方を検討し、適切な利活用を図るため、修繕を適切に実施していく必要があります。
- ② 青少年の抱える問題がより深刻化し、かつ、内面化していることを受け、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を、犬山市青少年センターが中心となり、地域の団体と一緒に青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。
- ③ 図書館を読書の拠点施設、地域の情報センターとして位置づけていくため、蔵書の充実を図るとともに、情報通信技術の発展に伴い生活環境が変化していく中で、子どもたちの活字離れや読書に対する楽しみ方の変化に合わせた読書環境の整備が必要となっています。
- ④ 市民文化会館の利用率の向上を図るために、「もっと身近に」をコンセプトとして、大ホールの「舞台貸し」や市民参加型の事業を展開するなど、文化活動の拠点施設として市民に利活用してもらう環境づくりに努めています。また、施設の老朽化が課題となっており、適切な施設の修繕、保守、管理を行うことで、市民がより使いやすい施設として維持していく必要があります。
- ⑤ 市体育館や多目的スポーツ広場など、近年、新たなスポーツ施設整備が進む一方で、その他の既存施設は経年劣化や老朽化が進んできており、市民が安全にスポーツに親しむために計画的な改修工事を行い、施設環境の整備・充実を図っていく必要があります。
- ⑥ 健康づくりや体力づくりへの関心の高まりなど、スポーツに対する取り組みやニーズの多様化が進んできており、幅広い世代の誰もがスポーツに親しむ（行う・観る・支える）ことができるスポーツ環境の充実が必要です。体育協会やスポーツ推進委員、地域総合型スポーツクラブなどのスポーツ団体の活動を支援するとともに、連携して、市民が参加できるスポーツ活動を推進し、スポーツを通じた地域活性化を図っていく必要があります。

◆ 目標と施策

目標 1 自ら学び、教養を深める事業を行います。

施策 1

犬山市民総合大学「敬道館」開催事業

「いつでも」・「どこでも」・「誰でも」自ら学ぶことができる生涯学習の場として、特色のある魅力的な講座を提供していきます。

また、多様で幅広い学部制とし、「文学部」「歴史文化学部」「環境学部」「スポーツ学部」「健康学部」の5つの「専門学部」を開講するほか、名古屋経済大学と連携した「グローバル学部」や、多くの市民に受講の機会を提供するために公開講座を開催し、事業に広がりをもたせます。



施策 2

犬山市子ども大学開催事業

「地域の子どもは地域で育てる」をめざして、地域で活動している特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会と連携し、郷土愛を育み、日本の伝統文化を学ぶ講座や体験型の自然教室など約20講座を、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業として開催します。

また、スポーツを学ぶ講座を開設し座学だけではなく実際に体を動かして学ぶ喜びを体験する講座を充実します。



施策 3

公民館講座の発展・充実

① 公民館講座の開催

公民館講座は、南部公民館を中心に、「いきがい」をテーマとして、「1DAY講座」や障害者も参加しやすい講座など誰もが気軽に参加できる生涯学習の場として、講座の充実を図り展開していきます。

② 犬山公民館クラブ(自主クラブ)と「習作展」

講座履修生が中心となって組織する犬山公民館クラブ(自主クラブ)の活動を支援するとともに、制作した作品を展示する「習作展」を開催することで、市民の学習意欲の向上を図ります。

目標2 社会教育施設を見直し、適正に管理運営します。

施策4

公民館などの見直し

① 南部公民館のあり方の検討

中核的な公民館として位置付けられる南部公民館は、建設から40年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、併設する市民文化会館とともに、引き続きあり方の検討を進めます。また、利用者の安全性を確保するために、必要な修繕を適切に実施し、誰もが「より使いやすい」施設として利活用の推進を図ります。

② 今後を見据えた勤労青少年ホームの有効活用

働く青少年の福祉増進と、勤労意欲の向上を目的に開設された勤労青少年ホームは、時代と共にその利用形態や状況などが大きく変化してきたため、勤労青少年のための施設という位置づけから、他用途への転用を含めて今後のあり方と有効活用策を検討していきます。

目標3 地域の人材を活用し、中学校の部活動をサポートします。

施策5

中学校部活動への指導者派遣事業

① 中学校の音楽関係部活動に外部指導者を派遣

音楽関係の部活動では、生徒たちの楽器演奏技術の向上と、安定した指導者確保のため、中学校の吹奏楽部にプロとして活躍している講師を20人程度、外部指導者として派遣する事業を引き続き実施していきます。

② 中学校のスポーツ関係部活動に外部指導者を派遣

運動系の部活動では、顧問（教員）の実技指導経験の少なさを補い、活動の一層の充実を図るため、専門的技術の指導により顧問を補佐する役割を担う、各校の希望に基づき教育委員会が委嘱する指導員を派遣します。

目標4 青少年の健全育成を図ります。

施策6

犬山市青少年センター事業

① 青少年問題への対応

いじめや引きこもり、ニートの増加など、青少年の抱える問題がより多様化しているため、先進事例を研究しながら相談しやすい環境づくりに努め、府内の関係機関や、青少年問題協議会、青少年センター運営協議会、青少年健全育成市民会議等の各団体や保護司・民生委員・主任児童委員とも連携し、地域ぐるみの対応を進めていきます。

② 青少年支援のためのネットワーク形成

青少年センターを青少年の健全育成の拠点とし、地域ぐるみで困難を有する青少年を支援するため、青少年問題協議会を核としたネットワークを形成していきます。

目標5 知的好奇心を高め、読書活動を推進します。

施策7

犬山市立図書館の整備活用事業

① 図書館のICT化による図書館サービスの充実

令和4年度に整備したセキュリティゲートシステムに加え、セルフ貸出機・返却機の設置や学習室などの座席予約システムの導入など図書館のICT化を計画的に進めることで、窓口の効率化とサービスの向上を図り、市民がより便利で使いやすい図書館をめざします。

② 蔵書構成とレファレンス業務

窓口の効率化の推進とともに、図書館司書を適正に配置することで、図書館を訪れる市民の学びの支援や課題の解決などのレファレンスを重視した窓口サービスの充実に努め、利用者のニーズに積極的に応えます。図書館司書の専門性を活かし、利用者に対する図書の貸出傾向や社会動向を把握しながら選書を行うことで、蔵書構成の方向性を検討し、蔵書の充実に努めます。

③ 学校図書館との連携

市立図書館に学校連携司書を配置し、学校及び学校図書館との情報を共有し、学校図書館を活性化することで、児童・生徒が学校図書館の利用を促進し、子どもの読書活動の推進を図り、読解力の向上をすすめます。また、市立図書館の所蔵情報が、市内小・中学校内に設置されている学校図書館とのネットワーク化によって検索が可能となっており、希望する図書を学校まで配本することで、児童・生徒の調べ学習の補助や読書意欲の向上に役立てます。



施策8

子ども読書活動推進事業

① 若年層への読書活動の推進

令和元年5月に策定した「犬山市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校及び学校図書館との連携を強化し、児童・生徒を主とした読書活動の推進を図っていきます。また、未就学児に対しては、図書館ボランティアと連携し、定期的なお話し会等を実施し本との出会いのきっかけづくりに努めます。

② ブックガイド及び読書通帳の配布

小学生以下の子どもたちを対象にブックガイド及び読書通帳を配布し、学校や家庭などで活用し、本に触れる機会を創出し、楽しみながら読書ができる環境づくりをしています。

③ 職場体験の実施

図書館や読書に興味を持ってもらうため、中学生の職場体験、高校生のインターンシップを積極的に受け入れます。図書館の役割、書物に関する知識を学ぶこうした機会の提供を通して、図書館の利用や読書についての意識を高めます。

④ 読書リーダーの養成

「もっと図書館のことを知りたい」、「みんなに本を紹介したい」、「学校図書館を使いやすくしたい」など、より詳しく図書館の仕事を学びながら、学校や友達同士の交流の中で活躍する読書推進リーダーを養成するための、子ども司書養成講座を実施します。

⑤ 子ども読書空間（ブックキャンプ）の運営

子ども読書空間を適切に運営することで、子どもと大人が読書に親しみ、子どもの自主的な読書につなげます。また、様々な本との出会いから、子どもたちの思考力・想像力・読む力を養い、子どもの読書活動の推進を図ります。

目標6 芸術・文化に親しむ機会を提供します。

施策9 犬山市民文化会館事業

芸術・文化活動の拠点施設に位置付けている市民文化会館では、市民芸能祭や市民音楽祭などの市民参加型の自主事業を開催することで、市民が気軽に芸術・文化に親しめるよう努めます。

施策10 芸術・文化振興事業

① 市民芸能祭の開催

犬山市文化協会芸能部が中心となって、舞踊などの古典芸能をはじめとした舞台での発表会と、鑑賞の機会を提供する祭典である市民芸能祭の振興を図ります。また、発表会を通して新たな芸能団体の発掘にも努めます。

② 市民展の開催

日本画・洋画・彫塑工芸などの美術作品と、俳句・短歌などの文芸作品を、市民から公募して展示発表する市内最大級の芸術祭典である市民展を、犬山市文化協会が主管となって開催し、市民が芸術に親しむ機会を創出するとともに、鑑賞を通じた文化レベルの向上に寄与します。

③ 文化・芸術をいかしたまちづくり

文化・芸術事業と本市が有する多彩な文化資源と結び付けることで、新たな価値を生み出し、「交流人口（市外からの来訪者）の増加」を図り、地域全体の活性化と文化の薫り高いまちづくりをめざすため、文化芸術の推進窓口としての機能を果たしていきます。

目標7 スポーツの拠点施設を整備します。

施策11 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営

① 安全・安心・快適なスポーツ環境の提供

2つのアリーナを有する「市体育館」や、サッカーを中心として全天候・終日の利用に対応できる人工芝の「多目的スポーツ広場」をはじめ、夜間照明設備のある「山の田公園（テニスコート・野球場）」や公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の公認コースである野外活動センター「グラウンド・ゴルフ場」、ソフトボールコートが4面確保できる「木曽川大山緑地」、専門性を有した「武道館」や「弓道場」、温水プールをはじめマシントレーニングやスタジオプログラムなど総合的なスポーツメニューが可能な「フィットネスフロイデ」など市内に点在する多彩なスポーツ施設を、市民が安全・安心・快適に利用できる施設となるよう管理・運営していきます。

② スポーツ施設活用による計画的な財源確保

市体育館では、ネーミングライツ（施設の命名権）制度を導入し、その収入（命名権料）をスポーツ振興基金に積み立てています。また、市体育館や内田多目的広場テニスコートでは、施設の維持管理や運営コストなど施設に係る経費を根拠として施設使用料を設定し、受益に応じた金額を利用者の負担としています。

目標8 スポーツの事業・推進を図ります。

施策12 地域と連携したスポーツの振興

① ニュースポーツの普及・啓発（スポーツ推進委員）

スポーツを通じた市民の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを図るため、年齢や性別、体力差なども関係なく、誰もが気軽に参加できるニュースポーツ（ボッチャ、カローリング、ユニホッケー、タグラグビーなど）の市民向けの講習会や小中学校でのスポーツ教室、障害者（子ども）への体験企画などの実施を開催しています。

② スポーツを通じた地域の活性化

地域住民による自主的・主体的な運営のもと、幅広い世代の人々が取り組むことができる多種目のスポーツに取り組む総合型地域スポーツクラブの活動を支援していきます。

また、「市民体育大会」の開催など、各スポーツ大会やイベントの開催を通じて、幅広い世代間の交流の場を提供し、それぞれの絆が育まれることで、スポーツを軸とした地域の活性化を進めています。

施策 1 3

学校体育施設開放事業

市内の全小中学校の運動場と体育館等を、一定要件を満たした登録団体に開放し、学校体育施設の有効活用を図り、市民に身近なスポーツ環境を提供します。

施策 1 4

マラソン大会事業

内田防災公園を会場とし、日本陸上競技連盟公認コースである「読売犬山ハーフマラソン」を開催し、約1万人のランナーが市内外から参加することで、本市のスポーツ振興だけでなく、スポーツを通じた地域活性化を図ります。また、市民をはじめ多くの方を対象に、気軽にスポーツを楽しんでもらえるマラソンイベントとして「いぬやまランニングフェスティバル」を開催しており、今後も継続的に開催することで、スポーツにふれあえる機会を創出します。



施策 1 5

スポーツコミュニケーション事業

市内のスポーツ資源（施設・事業・人材）を活かした『大会や合宿の誘致』などを行い、市内スポーツ活動の活性化を図ります。

さらに、スポーツ資源と本市が有する多彩な資源と結び付けることで、新たな観光要素を生み出し、「スポーツを通じた人と人との交流」や「交流人口（市外からの来訪者）の増加」を図り、より地域全体の活性化をめざします。

また、犬山で活動するスポーツ団体への支援を行い、市民がスポーツに触れ合う機会を増やし、スポーツをいかしたまちづくりを積極的に進めます。

4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】

◆ 現状と課題

犬山市は、現存最古と言われる国宝犬山城天守が全国的に知られており、犬山城の城下町に残る古い町並みは、国の重要無形民俗文化財の犬山祭の舞台となっています。この城下町には、歴史的建造物と人々の伝統的な活動、良好な市街地環境が一体となった歴史的風致が形成されています。このほかにも、日本ラインと呼ばれる名勝木曽川や、史跡青塚古墳、史跡東之宮古墳、天然記念物ヒトツバタゴ自生地など、豊富な歴史文化資源を有しています。

国の指定文化財である史跡の調査・整備や、祭りの保存・修理、登録文化財である建造物の保存・修理などは、専門家を中心に組織された委員会の技術指導と監修のもとで進められています。

また、市の歴史や文化を守り、それらを後世に継承するため、地域住民や所有者、文化財保護活動団体とともに、地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めています。

しかしながら、少子高齢化による伝統行事などの担い手の減少、地域のつながりの希薄化などによる地域の歴史文化に対する関心の低下など、これまで地域で受け継がれてきた歴史文化の保存・継承が困難となりつつあります。また、歴史的建造物においては、維持管理に要する所有者負担は大きく、伝統的な町並みを形成する町家などの数は徐々に減少してきています。

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延及びそれに伴う生活様式の転換など、歴史文化資源の保存環境は深刻化してきています。

このような状況を踏まえ、市内各地域に所在する歴史文化資源の価値を市民があらためて認識し、保存に対する適切な理解のもと、「地域の宝」として次世代に継承する必要があります。

◆ 目標と施策

目標 1 歴史文化資源の保存・活用を図ります。

施策 1

犬山城保存活用事業

犬山城城郭内には国宝犬山城天守のほか、多くの歴史的価値の高い遺構が残されています。総合的な調査の結果、その価値が評価され犬山城の城山及びその周辺の一部は「史跡犬山城跡」として国史跡に指定されています。

また、大手門枡形跡の一部である福祉会館跡地については遺構の発掘調査の成果に基づき、史跡の追加指定をめざします。

令和3年度に認定を受けた「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき、適切な保存、管理を行いつつ、今後、「史跡犬山城跡整備基本計画」を策定し、門、櫓、切岸など城山の整備や福祉会館跡地の整備に向け調査・検討を進めます。

また、犬山城を次の世代に引き継ぐため、未来を担う子どもとともに「床みがき」を行うなど、市民参加による保存・活用を併せて推進します。



施策2

犬山祭伝承保存事業

① 犬山祭の伝承保存

民俗的価値が高く、地域の生活文化の核として住民を結集する上で重要な役割を果たしてきた犬山祭の車山行事（ユネスコ無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財）を後世へ正しく継承し、車山13輦（県指定有形民俗文化財）と練り物3種についても文化財保護の立場から現況を把握して、有形・無形の双方併せた保護施策の推進を図ります。

② 保存修理事業に対する支援

車山などの保存修理事業には、犬山市文化財保存事業費補助金の交付による支援を行います。この事業は、専門家などで構成する「犬山祭伝承保存委員会」において方針が慎重に協議・決定され、文化庁の指導と専門家による監修のもと実施されます。



施策3

民俗文化財保存伝承事業

文化財の保存伝承における後継者の育成は、人口減少・少子高齢化の中で大きな課題となっていることから、総合的な支援として、神楽屋形や伝統行事等に使用される用具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対する助成を行います。

また、かつて市内で行われていた伝統行事等で、継続が困難となり休止の状態が続いているものの再開を支援します。



施策4

伝統的建造物保存・歴史的風致維持向上に関する事業

市内の登録有形文化財建造物をはじめとする伝統的建造物の保存を図るため、修理基準に基づき、修理の監修や、保存・活用に関する助言、保存修理費用に対する補助などの支援を行います。

歴史的風致維持向上計画（第二期）に基づき、歴史文化資源の保存・活用により、歴史的風致の維持、向上を図りながら歴史まちづくりを推進します。



目標2 歴史文化のネットワークづくりを進め、関係団体間の連携を深めます。

施策5 青塚古墳史跡公園管理・活用事業

青塚古墳は4世紀中頃に築造された県内で2番目の大きさの前方後円墳です。史跡公園として適正に管理し、青塚古墳の特徴を活かした「青塚古墳まつり」、施設を有効利用して市内の文化遺産を学ぶ「あおつか歴史講座」、子どもも向け学習・体験講座など、地域住民との交流を中心とした取り組みを進めます。



施策6 史跡東之宮古墳管理・活用事業

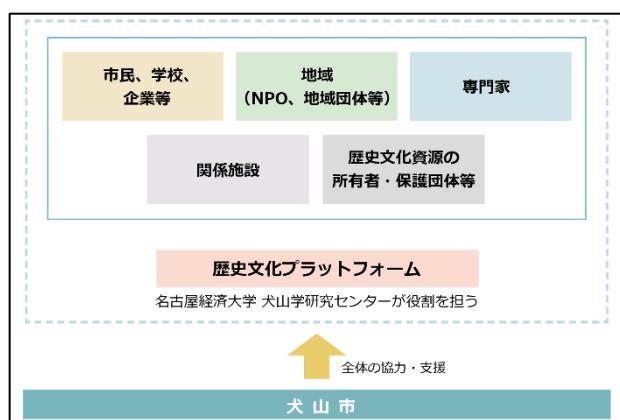
東之宮古墳は、3世紀終わりから4世紀のはじめごろに築造されたもので、国史跡に指定されています。この古墳の恒久的な保存を図り、適切に公開・活用するため、令和2年度に史跡整備を完了しました。

史跡東之宮古墳の保存・活用のため、市民の手による文化財修復事業、学習アプリを利用した散策ツアーなど、文化財の魅力を体験できる取り組みを進めます。



施策7 犬山市文化財保存活用地域計画に関する事業

指定文化財だけでなく、長い営みの中で生まれ、育まれてきた全ての歴史的・文化的・自然的諸資産を含めた歴史文化資源に目を向け、その保存・活用を図るため、市民や地域の活動団体、専門家、関係施設などが相互に協働し、地域の宝を次世代に継承する仕組みを構築することで、関係団体間の連携を深めます。



目標3 歴史文化を知り、学ぶ機会を提供します。

施策8

歴史文化施設管理・活用事業

犬山城下町地区には、犬山市文化史料館（本館・南館）、中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）、旧磯部家住宅復原施設、旧堀部家住宅があります。文化史料館（本館）では、犬山の歴史や文化を紹介する常設展示に加え特別展やワークショップなどを開催し、犬山の歴史文化の魅力を伝えます。文化史料館（南館）では、からくりの実演や人形師の製作工房の公開などを通して、犬山が誇るからくり文化の魅力を伝えます。中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）では、本物の犬山祭の車山を展示し、祭りの魅力を発信します。旧商家の建物を復原した旧磯部家住宅復原施設、武家住宅の面影が残る旧堀部家住宅では、伝統的建造物の魅力を伝えます。

これらの施設では、本物が持つ魅力の発信に加え、展示、講座、ワークショップ等を通じ、犬山の歴史文化を学ぶ機会を創出します。



犬山市文化史料館（本館）



犬山市文化史料館（南館）



旧磯部家住宅復原施設



中本町まちづくり拠点施設



旧堀部家住宅

施策9

犬山市史編さん事業

平成を中心とする犬山の歴史を記録し、後世へ正しく伝えるため、『犬山市史 平成編』の編さんを進めます。この事業を行うことで、市のあゆみを知ることのできる資料の散逸を防ぎ、歴史に対する関心を高め、郷土への愛着を育みます。



第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の強化

計画の推進に当たっては、行政だけでなく、関係機関・団体が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めています。

① 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉や都市計画の分野をはじめとする市長部局の関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもの教育環境に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の教育行政に関する意識を高めていきます。

② 学校との連携

学校の教育環境を的確に把握するために、学校現場と連携を密にして情報を共有し、学校と教育委員会事務局が協働できるよう連携を深めます。

③ 保護者・地域との連携

各施策を具体的に進めていくために、保護者、地域住民などのニーズを把握するよう努めます。また、諸事業の実施に当たり、保護者や地域住民をはじめ、関係機関・団体の理解や協力を求め、地域全体で教育を進めています。

④ 国、県との連携

国や県に対し、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

⑤ 情報の共有・発信

施策の具現化にあたり、多くの市民の理解と協力を得て、市民協働による効果的な教育行政を推進します。

犬山の教育施策である「学びのまちづくり」を作成し、教育委員会としての取り組みを広報やホームページなどを通じて受け手目線でより分かりやすく市民へ発信するとともに、関係機関や市民、地域との連携を強化し、教育に関する様々な情報の共有を図ります。また、市民からの意見を幅広く聴取、集約し、教育行政を進めます。

2. 計画の進行管理及び点検・評価

この計画を着実に推進するためには、P D C Aサイクルにより、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、必要な見直し等を行い、効果的かつ有効的な事業を進めていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会が毎年行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の中で、この計画で示した事業の達成状況・効果等について、担当課による自己評価及び教育委員からの意見に加え、学識経験を有する者の知見を活用した評価等の多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

また、その結果を市議会に報告し、ホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

第3次犬山市教育振興基本計画

犬山かがやきプラン

発 行 犬山市教育委員会教育部

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畠 36 番地

電 話 (0568)61-1800(代表)

(0568)44-0350(直通)

URL <https://www.city.inuyama.aichi.jp/>

E-mail 070200@city.inuyama.lg.jp

